

# 船橋市動物愛護管理対策会議 第1回から第19回までの会議概要

---

令和5年3月27日

第20回船橋市動物愛護管理対策会議

# 1.船橋市動物愛護管理対策会議について

---

## ●設置

動物の愛護及び適正飼養の確保を図り、行政、獣医師、自治会、地域住民、動物愛護団体などの各主体が協働して人と動物の共生するまちづくりを目的として、本市の動物愛護管理行政における効果的な対策と推進の方策を検討するため、「船橋市動物愛護管理対策会議」を設置する。

## ●平成28年2月1日から、今までに19回開催

## ●委員構成

- 自治会連合協議会から推薦を受けた者
- 獣医師団体から推薦を受けた者
- 動物愛護関係団体から推薦を受けた者
- 一般市民
- その他市長が適当と認める者

(船橋市動物愛護管理対策会議設置要綱から抜粋)

## 2.これまでの船橋市動物愛護管理対策会議の概要

---

- (1) 船橋市の動物愛護管理行政の取組みと課題について
  - ① 所有者による適正飼養
    - ・ 多頭飼育
    - ・ 犬のふんの不適切な処理
    - ・ 伸縮リード（フレキシブルリード）
    - ・ 飼い猫の屋外飼養
    - ・ 家庭動物の災害対策
    - ・ 狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射の推進 等
  - ② 所有者の判明しない猫問題
    - ・ 飼い主のいない猫の不妊手術（TNR）事業
    - ・ 地域猫活動の検証
    - ・ 船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインの見直し
    - ・ 動物の適正飼養のための規制の強化
  - ③ 動物愛護指導センターの業務及び普及啓発
- (2) 「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」改正に関する検討
- (3) 「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン」の策定
- (4) 船橋市動物愛護指導センターの機能強化について

### 3. 船橋市の動物愛護管理行政のこれまでの取組みと課題

所有者	あり	なし
飼養場所	屋内	屋外
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多頭飼育</li> <li>・犬の散歩時の糞尿の処理、リードの長さ</li> <li>・犬の登録及び狂犬病予防注射の未実施</li> <li>・所有者明示の未実施</li> <li>・災害時の対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多頭飼育または給餌</li> <li>・繁殖</li> <li>・餌やり</li> <li>・鳴き声</li> <li>・糞尿の処理</li> <li>・所有者明示の未実施</li> <li>・災害時の対応</li> </ul>
現況と取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正飼養の普及啓発、指導</li> <li>・条例の一部改正（ふんの持ち帰り義務、多頭飼育の届出制度、猫の屋内飼養の努力義務、災害への備え等）</li> <li>・船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインの策定</li> <li>・平成30年7月に京葉地域獣医師会と災害協定を締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正飼養の普及啓発、指導</li> <li>・係留されていない犬の捕獲</li> <li>・所有者の判明しない*犬猫の引取り</li> <li>・船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインの策定</li> <li>・法に基づく周辺的生活環境の保全等に係る指導・助言（法第25条）</li> </ul> <p style="border: 1px dashed red; padding: 5px;">* 所有者の判明しない犬猫については、屋外にいる時点では、「所有者あり」と「所有者なし」の区別がつかない</p>
市の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化</li> <li>・犬・猫の適正飼養の徹底</li> <li>・多頭飼育問題への対応に係る連携</li> <li>・小中学校等での動物愛護管理の普及啓発</li> <li>・犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底</li> <li>・災害への備えと発災時の危機管理体制の強化</li> <li>・狂犬病等、動物由来感染症発生時に備えた体制の整備</li> <li>・動物取扱業者への監視指導の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化</li> <li>・地域における適正飼養の推進のための人材育成</li> <li>・動物愛護指導センターにおける収容動物の適正な飼養管理等</li> <li>・動物の適正譲渡のための仕組みの整理</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の効果検証、評価</li> <li>・飼い主のいない猫の不妊手術の推進</li> </ul> </p>

# ① 所有者による適正飼養 〈多頭飼育〉

- 多頭飼育の届出状況  
届出施設数：46施設（令和3年度末時点）
- 飼養頭数別内訳
  - 10～20頭：41施設
  - 21～30頭：5施設

## □ 対応

- 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に、「多頭飼育の届出制」を規定
  - 犬、猫合わせて10頭以上を飼養する者を対象
  - 多頭飼育者の事前把握、定期的な立入検査、指導、助言の実施

### 犬・猫を合わせて10頭以上飼う方へ

（令和3年7月1日から届出が必要となります）

たくさん犬や猫を飼養し数が増えてしまった結果、世話をする余裕がない、餌や治療にかけるお金がない、鳴き声・臭気等による近隣住民への迷惑などの問題が発生し、飼育し続けることが難しくなります。また、動物の置き餌や糞尿を放置していたり、爪が異常に伸びている・体表が著しく汚れている等は動物の虐待にあたる場合もあります。

多頭飼育の状況を早期に把握、必要なアドバイス等を行ってこのような事態を未然に防ぐため、「**多数の犬又は猫の飼養に係る届出**」にご理解とご協力をお願いします。

<b>対象</b>	犬・猫合わせて <b>10頭以上</b> 飼養し、又は保管をする者 <small>（生後91日未満の犬、生後91日未満の猫を除く。）</small>	
<b>期限</b>	届出の対象となった日から <b>30日以内</b>	<b>罰則</b> 届出をしない場合や虚偽の届出をした場合は、 <b>5万円以下</b> の過料
<b>対象除外</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種動物取扱業者 ・第二種動物取扱業者 ・獣医療法に規定する開設者</li> <li>・化製場等に関する法律の許可を受けた者（犬に係るものに限る。）</li> <li>・身体障害者補助犬法に規定する指定制人</li> <li>・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第10条の5第3項各号に掲げる場合において、犬又は猫の飼養をする者</li> </ul>	
<b>届出方法</b>	<p>以下の場合、必要書類を下記窓口へ申請書または郵送してください。（各様式はホームページからダウンロードできます）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 新たに届出をする場合 …… 多数の犬又は猫の飼養届（第1号様式）、施設の平面図</li> <li>② 届出した内容を変更する場合（※） …… 多数の犬又は猫の飼養変更届（第1号様式の2）</li> <li>③ 届出した犬又は猫の数が10未満となったとき …… 多数の犬又は猫の飼養届止届（第1号様式の3）</li> </ol> <p>（※）変更届が必要な場合                  ・届出者の氏名・住所・名称、又は代表者の氏名の変更                  ・犬又は猫の数が10以上増減したとき                  ・施設の種類及び構造の変更（平面図を添付）</p> <p>○受理にあたっては、飼養状況など必要事項をお聞きする場合があります。                  ○規模、状況等に応じて飼育施設を訪問させていただきます。</p>	

届出・問い合わせ先  
**船橋市動物愛護指導センター**  
 〒273-0016 船橋市湖見町32-2  
 TEL：047-435-3916  
 FAX：047-435-3917

詳細・様式はこちら 

# 多頭飼育とは

「**人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン**（環境省、令和3年3月策定）」より一部抜粋

## ●多頭飼育問題の3つの影響

多数の動物の飼養により、①～③のいずれか、もしくは複数が生じている状況

- ① 飼い主の生活状況の悪化
- ② 動物の状態の悪化
- ③ 周辺的生活環境の悪化

## ●多頭飼育問題の対策の3つの観点

- ① 飼い主の生活支援（精神的・身体的・経済的な問題の解決、サポート）【社会福祉部局、ケアマネジャー等】
- ② 動物の飼育状況の改善（個体数増加の抑制、個体数減少のための措置）【動物愛護管理部局、獣医師会、動物愛護団体等】
- ③ 周辺的生活環境の改善（逸走防止等、周辺への影響を低減する対策、近隣住民との関係）【その他公衆衛生部局、警察、自治会等】

■多頭飼育問題の根本的な解決を図るためには、官民を超えた**多様な主体・関係者による連携**が重要

# 多頭飼育問題への対応

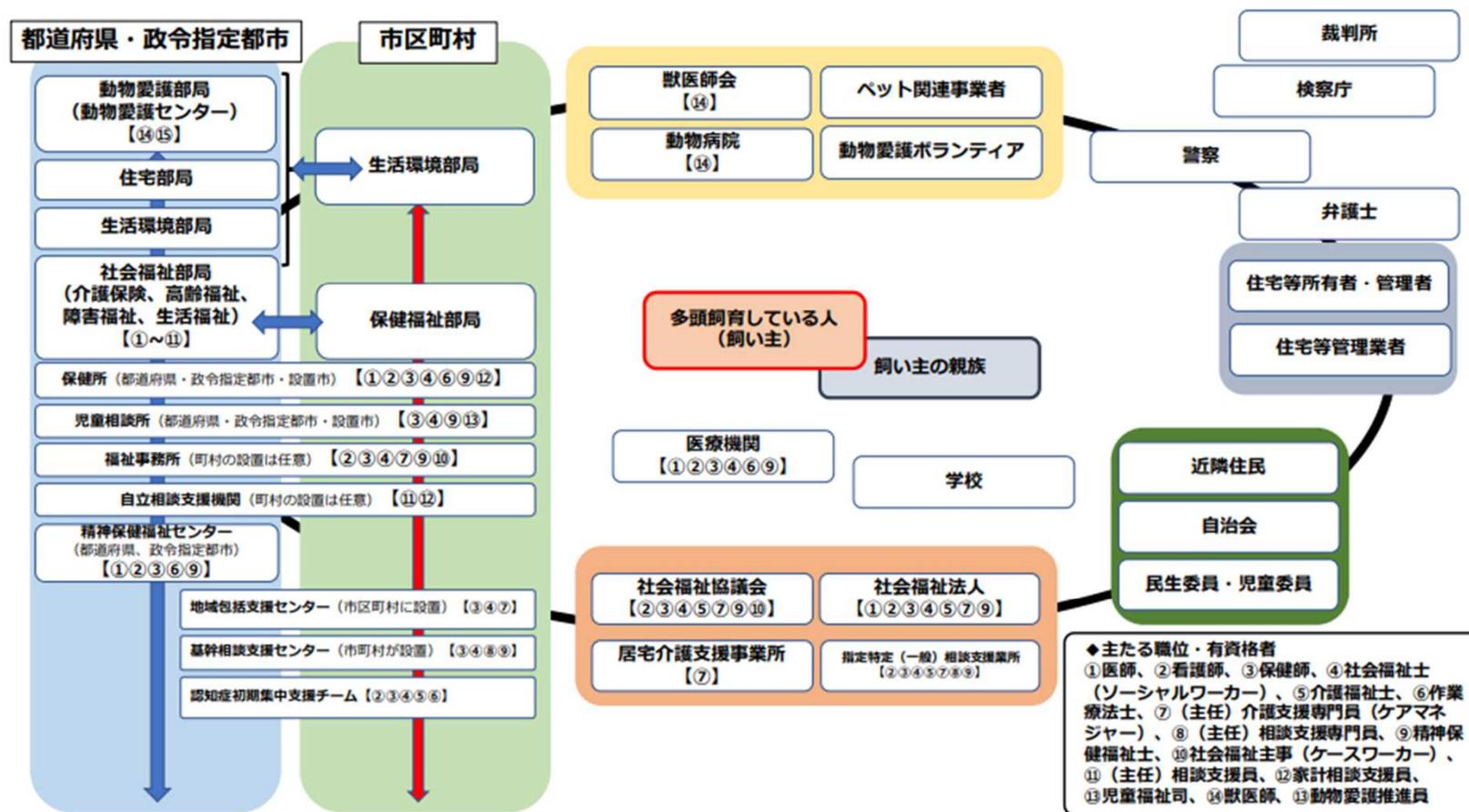


図 8 多頭飼育している飼い主を取り巻く相関図 (イメージ)

# ① 所有者による適正飼養 〈犬のふんの不適切な処理〉

## ● 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例

### 第6条第2項抜粋

2 犬の飼い主は、前項の遵守事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (2) 犬を道路、公園その他の公共の場所において移動し、又は運動させるときは、当該犬が排せつしたふんを処理するための用具を携行するとともに、当該ふんは、当該用具を使用して、直ちに当該場所から除去し、当該犬の飼養をする施設に持ち帰ること。

⇒違反した場合は、10万円以下の罰金（条例第19条）

## ● 犬のふんの不適切な処理に関する苦情の例

- ふんの置き去り
- ふんを除去後に不適切に処理する。  
(ゴミ集積所、雑木林、私有地に投棄する。側溝へ落とす。公園、街路樹等へ埋める。)

## □ 対応

- 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に、「犬のふんの持ち帰り」を規定
- チラシ、ホームページ、啓発プレート等での普及啓発

# ① 所有者による適正飼養 〈伸縮リード〉

## ●船橋市動物の愛護及び管理に関する条例

### 第6条第2項抜粋

2 犬の飼い主は、前項の遵守事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 犬を係留しておくこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ウ 犬を制御できる者が当該犬を確実に制御しうる綱、鎖等で保持して移動し、又は運動させるとき。
- エ その他規則で定めるとき。

## ●伸縮リード（フレキシブルリード）に関する苦情の例

- 飼い主が犬を制御できていない
- 糞をしたことに気付かず、糞を置き去りにする
- 道路、歩道、公園等で通行の迷惑

## □対応

- 伸縮リードの適正な使用方法について、条例に基づく指導
- 船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインに「適切なリードの使用」について記載
- チラシ、ホームページ等での普及啓発

# ① 所有者による適正飼養 〈飼い猫の屋外飼養〉

## ●船橋市動物の愛護及び管理に関する条例

### 第6条第3項抜粋

猫の飼い主は、第1項の遵守事項を遵守するほか、疾病の感染及び不慮の事故の発生を防止し、並びに周辺的生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように当該猫について屋内で飼養をするよう努めなければならない。

## ●市民意識調査（令和元年度実施）「猫に関することで困ったことはありますか」

- 困ったことがある（41.2%）、困ったことはない（48.6%）、無回答（10.2%）
- 困った内容：ふん尿（71.4%）、敷地内への侵入（55.7%）、鳴き声（34.9%）、ゴミ荒らし（21.6%）等

## □対応

- 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に、「飼い猫の屋内飼養に努めること」を規定
- チラシ、ホームページ等での普及啓発

# ① 所有者による適正飼養 〈家庭動物の災害対策〉

## ●船橋市動物の愛護及び管理に関する条例

### 第5条第5項抜粋

飼い主は、災害が発生した場合における動物の飼養のための必要な準備を行うよう努めるとともに、災害が発生した場合には、当該動物の安全の保持、当該動物による事故の防止その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## □対応

- 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に、「災害時への備え及び災害発生時の動物の安全の保持と動物による事故の防止」を規定
- 船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインに「災害対策」について記載
- 「同行避難」、「在宅避難」、「平時からの備え」について普及啓発
- 避難者と動物の福祉を考慮した避難所運営の検討
- 災害協定に基づく地域獣医師会との連絡体制等の構築

## ① 所有者による適正飼養 〈狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射の推進〉

年度	H29	H30	R1	R2	R3
登録頭数(頭)	28,537	28,627	29,016	28,301	28,401
新規(頭)	1,785	1,847	1,847	2,816	2,280
注射実施頭数(頭)	20,497	20,305	20,259	19,542	20,186
注射実施率(%)	71.8	70.9	69.8	69.1	71.1

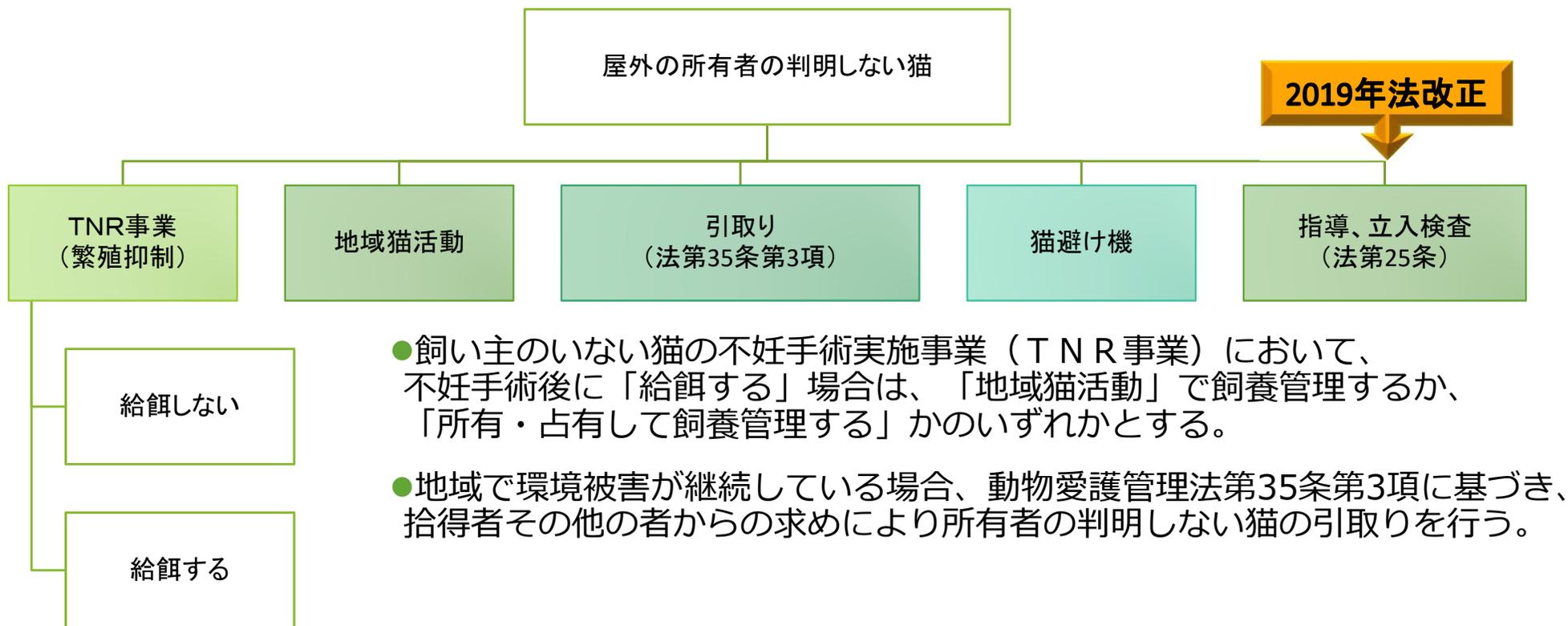
### ●登録頭数及び注射実施率等

- 新規登録頭数、登録頭数、注射実施頭数は一定の水準を推移
- 狂犬病を含む動物由来感染症に関する認識の不足

### □対応

- 登録頭数は、動物愛護管理法改正による、犬猫販売業者等に対するマイクロチップ装着の義務化（令和4年6月施行）及び狂犬病予防法の特例の適用（令和5年4月1日から）に伴い増加が予想される
- 注射実施率向上のため、狂犬病予防注射の未接種者及び注射済票の交付を受けていない者に対する指導方法及び普及啓発方法の検討

## ② 所有者の判明しない猫問題



## ② 所有者の判明しない猫問題 〈飼い主のいない猫の不妊手術(TNR)事業〉

		H28年度		H29年度		H30年度		R元年度		R2年度		R3年度
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
募集 頭 数	動物愛護指導センター	68	69	68	72	102	108	108	120	120	120	240
	協力動物診療施設	—	—	63	63	63	63	106	106	106	106	212
	募集頭数合計	68	69	131	135	165	171	214	226	226	226	452
申請団体数		8	12	19	38	36	32	40	45	41	47	172
申請頭数		68	69	86	133	219	235	285	274	353	378	1,133
手術実施頭数		53	60	61	103	186	178	200	235	215	222	585
実施頭数/募集数 (%)		77.9	87.0	46.6	76.3	112.7	104.1	93.5	104.0	95.1	98.2	129.4

- ・平成28年度は、先着順に電話受付。
- ・平成29年度から、申請期間を設け、募集数を上回った場合は抽選を実施。
- ・平成29年度から、動物愛護指導センターに加え、協力動物診療施設にて不妊手術を実施。
- ・平成30年度は、募集数を申請数が上回ったため、事業費を増額し実施。
- ・令和3年度より2期制を廃止し、申請期間中は先着順で随時受付とした。

## ② 所有者の判明しない猫問題 〈船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン〉

船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインのあり方を検討

- 動物愛護管理法及び条例改正に伴うガイドラインの整備
- 地域猫活動については、住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（環境省）に沿った見直し

### □対応

- 船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインの廃止
- 船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインを策定

	船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン	旧ガイドライン
給餌に係る責任	給餌には責任が伴う旨を記載	記載なし
飼い主のいない猫対策	地域の実情により複数の選択肢から組み合わせて実施 ①飼い猫化 ②TNR③地域猫活動 ①～③でも解決しない場合は法に基づき引取り、譲渡に努める	地域猫活動のみ
地域猫活動に関する苦情対応	活動の主体者が真摯に対応する	市が行う

## ② 所有者の判明しない猫問題 〈動物の適正飼養のための規制の強化(動物愛護管理法第25条)〉

**2019年改正!** 都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査を規定

第25条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。



原因者全般への指導権限を付与

- 多頭飼育に限定しない
- 飼養管理を行う者に限定しない

(環境省自然環境局総務課動物愛護管理室資料より)

### □ 対応

- 屋外で猫等を飼養、保管又は給餌、給水し、周辺の生活環境を損なわせる事態を生じさせている者に対しては、動物愛護管理法に基づく指導等を行う。

### ③ 動物愛護指導センターの業務及び普及啓発

- 動物愛護指導教室
  - 小中学校での動物愛護指導教室
  - 動物愛護指導センターバックヤードツアー
- 動物愛護週間行事
  - なかよし動物フェスティバル
  - 動物愛護セミナー
  - パネル展示(市役所等)
- 犬猫の適正飼養の推進
  - 個別指導、公園等の巡回指導
  - 犬猫のしつけ方教室
  - 狂犬病予防業務
- 年間事業
  - ホームページ、広報紙、SNSの活用
  - パネル展(公民館、図書館)
  - 啓発物の作成、配布

#### □ 対応

条例の「市の責務」に「動物の愛護及び管理に関する普及啓発」を行うことを明記し、市の姿勢として市民へ示し、さらなる普及啓発の強化を図る。



## (2) 「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」改正に関する検討

### (条例改正の背景・目的)

平成15年の中核市移行に伴い、動物の飼い主に対する指導、動物による人の生命等に対する侵害の防止等に関する事項を定めた「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」を施行し、市民の動物愛護精神の高揚と動物の適正な飼養を図るため、市民や動物愛護に関わる団体、事業者と共に動物愛護管理に係る取組みを進めてきた。

その後、動物愛護指導センターの開設（平成19年4月）、動物の愛護及び管理に関する法律が大幅に改正されるなど、本市の動物愛護管理行政を取り巻く状況も大きく変化してきた。

そこでこの度、本市の動物愛護管理行政をより一層推進し、「人と動物が仲良く共生できるまちづくり」の実現に向け、条例の見直しを行う。

条例改正案の論点	改正（案）
1.定義	「飼い主」を「所有者又は占有者」と改める
2.市の責務	「普及啓発」を行うことを規定
3.市民等の責務	「市民等」に対象を拡充 「動物の管理」を行うことを規定
4.飼い主になろうとする者の責務	「飼い始める前に、動物に関する知識の習得、周辺への影響、家族構成の変化等を考慮し、終生飼養できるか慎重に判断する」ことを規定
5.飼い主の責務	「終生飼養が困難になった場合に譲渡する取り組みを行う」ことを規定 「災害時への備え及び災害発生時の動物の安全の保持と動物による事故の防止」を規定
6.飼い主の遵守事項	犬のふんを除去後に、「持ち帰る」ことを規定 「飼い猫の屋内飼養に努める」ことを規定
7.多頭飼育の届出制度	「犬又は猫の数を合計して10頭以上飼養する場合に、届出を行う」ことを規定 「届出を怠った者及び虚偽の届出をした者に過料を科す」ことを規定

## (3) 「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン」の策定

1. 犬や猫を飼い始めるにあたり考慮すべきこと
  - ・ ライフスタイルの変化や動物の寿命を考慮し、終生にわたり飼養できるかを飼う前によく考えて慎重に判断する
  - ・ 犬や猫をペットとして迎える際に、保護犬や保護猫を迎えることも検討する
2. 飼い犬の飼養・管理について
  - ・ 法、条例に基づく義務等
  - ・ 災害対策に備えたペットのための備蓄品や健康管理としつけ
  - ・ 万が一飼いつづけることができなくなった場合の対応 等
  - ・ その他の飼養・管理上の留意点
  - 伸縮リード等の使用にあたっての注意事項
  - 犬の病気や感染症などの予防 等
3. 飼い猫の飼養・管理について
  - ・ 飼い犬の飼養・管理と共通する項目
  - ・ 屋内飼養に努めること及びその方法
4. 飼い主のいない猫対策
  - ・ 地域に合った方法を組み合わせるよう、考え方と複数の方法を示す
5. 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して
  - ・ 市、市民等、町会自治会、動物病院(獣医師会)、動物取扱業者の立場からの関わり方について



## (4) 船橋市動物愛護指導センターの機能強化について

---

- 平成15年の中核市移行時から、動物の飼い主に対する指導、動物による人の生命等に対する侵害の防止等を船橋市動物の愛護及び管理に関する条例で定め、市民の動物愛護の精神の高揚と動物の適正な飼養を図ってきた。
- 平成19年4月、動物愛護指導センターを開設し、「人と動物が仲良く共生できるまちづくり」を目指すとともに、動物愛護の情報発信拠点として業務を開始した。
- 平成24年、令和元年に動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正が行われる等、動物行政の方向性が変化し、動物愛護指導センターに求められる機能も変化してきている。
- 近年の状況等を踏まえ、課題を整理し、動物愛護指導センターに求められる役割や必要な機能を検討し、動物愛護指導センターのあり方について検討する。

# 重点的に取り組むべき施策の整理

I 動物の適正飼養の啓発と徹底

II 動物の致死処分の更なる減少  
を目指した取組の推進

III 動物由来感染症、災害時への  
対応強化

IV 事業者等による動物の適正な  
取扱いの推進

- 施策を推進するための施設として、動物愛護指導センターの機能を強化・整備

- 関係者のそれぞれの立場からの協力・連携

- ・市
- ・市民等
- ・町会自治会
- ・獣医師会等
- ・動物取扱業者
- ・ボランティア 等

人と動物  
との調和  
のとれた  
共生社会  
の実現